

設 立 趣 意 書 (抜粋)

1. 設立の目的

私達、観賞魚（＝産業統計では「観賞用魚」にて登録されているが通称は「観賞魚」）関連商品の販売及び流通業者は現在、より健康な生体、飼育器具の取扱、管理、飼育方法を合理的に正しく広めていかなくてはならない立場に立っています。しかしながら、観賞魚業界において各企業はいずれも規模が小さく、魚病対策、在来種保護活動などを含めた環境保全に関するコンプライアンスの周知徹底、さらには経費のかかる事業展開、顧客へのサービス、その他の場合でも非常に不利な条件の下に置かれております。

こうした現状に対処する為、私たちは、あらゆる努力をしておりますが、個々の企業では解決し得ない問題が多々あります。そこで、中小企業等協同組合法に基づく法人組合を設立し、好条件の基に事業を進めていける協同組合が中心となって活動し、組合員の利益の増大をはかるとともに企業の合理化と社会貢献に寄与すべく、ここに日本観賞魚振興事業協同組合を設立する次第であります。

2. 組織及び事業の概要

(1) 名 称

日本観賞魚振興事業協同組合

(2) 地 区

全国の地区とする

(3) 事務所の所在地

東京都台東区台東 1 丁目 9 番 6 号

(4) 組合員たる資格

本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- ① 観賞用魚の卸売、小売を行う事業者であること。
- ② 観賞用魚の飼育関連用品の卸売、小売を行う事業者であること。
- ③ 観賞用魚の養殖を行う事業者であること。
- ④ 組合の地区内に事業場を有すること。

(6) 事業計画の概要

① 観賞魚の飼育・管理士制度実施に関する事業

観賞用魚の販売及び管理に携わる人材育成・確保ため、組合員等の飼育・管理技術のレベルに応じた講習会及び資格認定試験を実施し、観賞魚の飼育・管理士の認定制度を実施する。

② 観賞魚の共同宣伝に関する事業

観賞魚の飼育を勧奨するため、ポスター、ホームページ及び機関紙等に掲載する。又観賞用魚を広くPRするため観賞魚及び飼育関連用品展を開催するなどして宣伝をする。

その他、観賞魚の飼育方法、水替え時、適切な汚水の排水場所等を掲載した小冊子の発行又観賞魚カレンダーを製作し業界のPRを行う。

③ 観賞魚の環境保全に関する事業

飼育観賞魚の池、川への放棄防止のため、やむなく飼えなくなった飼育魚の引きとり制度を確立し環境保全を図る。

④ 教育及び情報提供に関する事業

組合員の事業に関する経営及び飼育技術改善向上等を図るためセミナーの開催するほか、特定外来種法、カルタヘナ(遺伝子組み換え規制)など関連法令の冊子を作成し情報の提供を行う。